避難所運営ゲーム（HUG）北海道版（Ｄｏはぐ）貸出要領

（趣旨）

第１条　この要領は、北海道（以下、「道」という）が、避難所運営ゲーム（HUG）北海道版（愛称はぐ、（以下「Ｄｏはぐ」という））を個人又は団体に貸出す場合の手続等に関して定める。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　（１）Ｄｏはぐセット

２５０枚のカード６組、取扱説明書１冊、解説書１冊、講師説明用パワーポイントデータ入りＣＤ１枚、段ボールベッド説明資料１ファイル、収納ケース１個で構成されるセットをいう。

　（２）Ｄｏはぐ管理台帳

Ｄｏはぐセットの貸出を管理する目的で、道が作成する台帳（様式３）のことをいう。

　（３）申込者

Ｄｏはぐセットを使用することを目的に、貸出申込書（様式１）に申込者として記載された者をいう。

（貸出料金）

第３条　Ｄｏはぐセットの貸出料金は、無料とする。

（貸出申込）

第４条　道よりＤｏはぐセットの貸出を希望する者は、口頭や電話、ＦＡＸ、Ｅメールにより貸出状況を事前に確認の上、貸出申込書（様式１）に必要事項を記入して必要な書類を添付し、原則、貸出希望日の一週間前までに道総務部危機対策局危機対策課又は各（総合）振興局地域創生部地域政策課に対し提出する。

（貸出期間）

第５条　Ｄｏはぐセットの貸出期間は、貸出予定日から起算して１５日以内とする。

（貸出条件）

第６条　道は貸出申込を受け付けた場合、貸出申込書の記載内容が次の条件を満たすことを確認し、満たさない場合は貸出を行わないこととする。

　（１）申込者は、Ｄｏはぐセットを道内で使用すること。

　（２）Ｄｏはぐセットを営利目的で使用しないこと。

　（３）申込者が過去に貸出を受けたとき、故意にＤｏはぐセットを亡失・損傷していな

いこと。

（貸出の優先）

第７条　複数の申込者によりＤｏはぐセットの貸出申込がある場合は、先に申し込んだ者を優先する。

（使用可否と貸出期間の回答）

第８条　道は、貸出申込みがあった場合、その可否及び貸出期間（貸出予定日から返却予定日）、Ｄｏはぐセットの貸出数を、口頭又は電話、ＦＡＸ、電子メールにより、申込者に通知する。

（申込者への引渡し）

第９条　Ｄｏはぐセットの申込者への引渡しは、貸出予定日以降に貸出申込を受け付けた道危機対策課又は各（総合）振興局で行う。なお、貸出日が貸出予定日以降となった場合でも返却予定日は変更しない。

２　申込者がＤｏはぐセットの発送を希望する場合、道からの発送は貸出予定日に行い、発送費用は申込者が負担する。

（遵守事項）

第１０条　Ｄｏはぐセットを使用する者は、以下の事項を遵守すること。

　（１）Ｄｏはぐセットの全部又は一部を複製しないこと。

　（２）Ｄｏはぐセットは十分注意して取扱い、故意に損壊しないこと。

（申込者からの返却）

第１１条　Ｄｏはぐセットの使用後は、申込者は返却予定日までに、チェックシート（様式２）に記入し、添付の上、貸し出した道危機対策課又は各（総合）振興局へＤｏはぐセットを返却しなければならない。

なお、申込者が道へのＤｏはぐセットの返送を希望する場合、返送費用は申込者が負担し、返却予定日までに貸し出した道危機対策課又は各（総合）振興局へ到着するように返送すること。

（督促）

第１２条　申込者がＤｏはぐセットの返却を延滞した場合は、道より督促を行うものとする。

（個人情報の保護）

第１３条　道は使用申込書に記載された個人情報について、関係法令を遵守し保護するものとする。

（弁償の責任）

第１４条　Ｄｏはぐセットを道から借り受けて使用した者に起因する理由で、Ｄｏはぐセットの全部若しくは一部を亡失・損傷した場合は、原則として同種のものをもって復元し、弁償するものとする。

（その他）

第１５条　この要領に定めのない事項については別に定める。

附　則

この要領は、平成28年4月15日から施行する。

この要領は、令和２年７月７日から施行する。